

昭和女子大学図書館サービス方針

昭和女子大学（以下「本学」という。）図書館が位置する三軒茶屋は、国立国会図書館（永田町）や東京都立中央図書館（広尾）を利用するのに交通の便もよく、加えてテンプル大学ジャパンキャンパス図書館、世田谷6大学コンソーシアムなど他大学との連携も整っており、図書館環境として恵まれた立地条件にある。これらの様々な図書館の活用も視野に入れ、本学学生、教職員及び附属生徒・児童も含めた利用者に適切で多様なサービスを提供する。

「昭和女子大学図書館基本方針」の6つの機能のうち、1.学修（習）図書館的機能 2.研究図書館的機能 3.貸出図書館的機能 4.参考図書館的機能 5.電子図書館的機能を果たすため、以下のサービスを実施する。また、その実施にあたっては6.保存図書館的機能を持つことに十分配慮する。

サービスの範囲及び主な内容はサービス対象者により異なる。

I. サービス対象者

サービス対象者は以下のとおりである。

- ・学生、教職員、研究員、生徒、児童
- ・開講講座受講生、退職教職員、卒業生、保護者、社会人メンター、サポーターズクラブ会員
- ・協定により認められた者、他大学及び研究機関等の紹介者
- ・その他 他校高校生、教員が紹介した者、館長が許可した者

サービス対象者別の利用についての詳細は、別表「利用者別サービス一覧」のとおりとする。

II. サービスの種類と内容

1. 閲覧サービス

（1）資料等利用サービス

- 1) 学修（習）・研究活動を促進するために、開架室内の資料、レファレンス資料を整備し、書庫内の資料もあわせて効率的に活用できるようにする。
- 2) 図書館に所蔵している視聴覚資料は、開架室で視聴することができる。
- 3) オンラインデータベース、ネットワーク情報資源利用のための端末を提供する。
- 4) 閲覧用の座席を一定数以上整備し、グループスタディールーム、研究個室、教員個室等を提供する。
- 5) 資料・情報検索の案内、館内サイン、書架図等を作成、整備して、利用者の効率的な利用を援助する。

（2）書庫内入庫閲覧サービス

書庫内に配置されている資料は、入庫して閲覧することができる。

（3）書庫出納サービス

書庫資料をカウンターで提供する。

（4）貴重資料・マイクロフィルム等閲覧サービス

「資料利用許可願」を提出し、館長許可を得た者は、貴重資料・準貴重資料の閲覧ができる。

マイクロフィルムは、2階視聴覚資料閲覧室で閲覧ができる。

2. 貸出サービス

- 1) 教員の研究、学生の自主的な学修(習)を促進するため、積極的に貸出を行う。
- 2) 資料の利用機会を公平に行うために一定の制限を設けることがある。
- 3) 視聴覚資料は著作権処理済の資料のみ利用に供する。
- 4) 貸出中の資料への予約サービスを提供する。
- 5) 貸出延長（更新）サービスを提供する。

3. 購入リクエストサービス

学修(習)・教育・研究に必要な資料は、購入を申し込むことができる。

4. 情報サービス

利用者の学修・教育・研究活動の促進を図り、学術的な調査の援助を通して学修(習)・研究を支援する。本学所蔵の資料をはじめ、ネットワーク情報資源など学外に存在する膨大な資料や情報入手・利用する方法を案内し、適切な文献・情報等を提供する。

(1) レファレンスサービス（相談サービス）

利用者の学修(習)・研究活動の過程における各種調査に関する質問・相談を受け付け、必要な調査をして回答を行う。

質問内容によっては、謝絶する場合がある。

(2) 情報検索・活用サービス

- 1) オンラインデータベースやネットワーク情報資源等、健全な情報検索ができる環境を整え、資料・情報等の利活用について案内しながらリテラシー教育の援助をする。オンラインデータベース、ネットワーク情報資源等の利用の促進を図るため、情報の入手・活用の方法等の案内を作成し、提供する。
- 2) 広く利用者の調査・研究活動を支援するため、レファレンスカウンターで受け付けた質問・回答事例を提供する。

(3) 他機関案内サービス（レフェラルサービス）

- 1) 利用者が求める資料・情報が本学図書館にない場合、その分野の資料を所蔵する図書館や専門情報機関、類縁機関等へ問い合わせを行う。また、それらの機関の利用について案内する。
- 2) 利用機関により紹介状を必要とする場合は、発行する。

(4) 広報・情報発信サービス

- 1) 図書館の活動を「図書館報」及び「図書館活動報告書」で公表し、また各種広報資料を適時発信する。
- 2) 学術情報の発信基地として、ネットワークを通して各種のWebサービスを展開するとともに、多種多様なネットワーク情報源に効率よくアクセスできるポータルサイトを目指す。また、図書館利用やサービスに関する最新情報を発信する。
- 3) 資料を展示し、学修(習)・研究活動の促進につなげる。

(5) レファレンスコレクション構築

利用者の調査・研究活動を活性化させ、資料や情報等の収集能力向上を援助するため、書誌索引類などを中心としたレファレンスツールを収集し、紹介できる環境を整える。

- 1) 「昭和女子大学図書館資料収集方針」並びに「資料選定基準」に基づき、迅速かつ効率的なレファレンスサービスを提供するため、調査に必要な参考図書（データベース、ネットワーク情報資源等を含む）を収集する。
- 2) 調査・探索に必要なレファレンスツールを企画、作成し、資料や情報等の利活用を促進する。

5. 複写サービス

著作権法に定められた範囲内で複写ができるサービスを提供する。

6. 利用教育サービス

学修(習)・調査研究に必要な資料・情報の探索・収集・活用の方法の案内等を積極的に行う。利用者が図書館を活用することを通して、各種の情報に関する知識を習得し、活用できる能力を養うことを目標とする。

- 1) 主として本学在籍の利用者を対象として次の利用教育(ガイダンス)を行う。新入生向け図書館オリエンテーション、図書館ツアー、レポート・論文作成のための文献探索法、学術関連情報紹介、データベース検索案内のほか、学科関連分野、カリキュラム、学修(習)・調査研究テーマ等に即した内容を、対象者別、学科・分野別、テーマ別に実施する。学科、教員との連携を図り、利用者のニーズに合わせた利用教育プログラムを企画・計画する。
- 2) 入試・教育支援を目的とした大学の要望に応じ、学外者を対象に利用教育プログラムを実施する。この場合、主となる内容は施設・利用案内とする。
- 3) レファレンスカウンター(相談窓口)の事例を元に、自習プログラムを作成、公開する。

7. 図書館相互協力サービス

(1) 他機関利用(紹介状の発行)

他の大学図書館等からの本学図書館利用依頼を受け付ける。また、本学の学生、教職員が他の大学図書館等を利用する場合に、必要に応じて紹介状を発行する。

(2) 文献複写

他の大学図書館等からの文献複写依頼を受け付ける。また、本学の学生、教職員は、他の大学図書館等が遠方の場合、図書館を通して複写依頼ができる。

(3) 貸借

国立国会図書館はじめ、相互貸借制度のある図書館(大学・公共)と資料の貸借を行う。

(4) 他機関からの利用依頼

学外の図書館及び教育・研究機関から、図書館資料の利用依頼があった場合には、それに応じる。

III. 図書館内の施設・設備と利用

アクティブラーニングにも対応した施設・設備・機器類を整備している。図書館内にある次の施設・設備を提供する。

(1) フリーラーニングスクエア(ラーニングコモンズ)

グループワークが可能な学修空間。

(2) グループスタディルーム

授業の他、図書館資料を利用し、グループで研究・討議できる部屋。

(3) 情報検索エリア

資料・情報を収集するための機器類を備えた学修・研究空間。

(4) 視聴覚コーナー・リスニングエリア

図書館に所蔵している視聴覚資料を視聴できる場所。

(5) 視聴覚資料閲覧室

マイクロフィルムを閲覧・複写することができる部屋。

(6) 研究個室・個人閲覧席

主に学生の個人学習・研究のための場所。

(7) 教員個室

教員の研究のための部屋。

(8) コミュニティルーム（展示コーナー）

本学関係資料・貴重資料・新収資料などの展示や、学生・教職員の諸活動を支援する空間。

IV. 開館時間と休館日

開館日及び開館時間は年間計画に基づいて決定するが、学内外の状況に応じて館長裁量で変更する場合がある。

期 間	開館時間	書庫利用時間
開講期（通常期）月～金曜日	8:45～20:30	9:00～20:00
開講期（試験期）月～金曜日	8:45～21:30	9:00～21:00
開講期 土曜日	8:45～18:30	9:00～18:00
閉講期 月～土曜日	8:45～17:00	9:00～16:30

* 日曜・祝日、春・夏・冬季休暇中の一定期間、その他大学行事等で休館することがある。

* 試験・卒業論文執筆期間の日曜日は特別に開館することがある。

V. その他

この方針の改定は、図書館長が決定し、大学部局長会に報告する。

附記

この方針は、平成20年4月2日から施行する。

この方針は、平成27年4月1日から施行する。

この方針は、平成29年10月3日から施行する。

この方針は、平成30年2月8日から施行する。

この方針は、令和4年5月1日から施行する。[サービス対象者・開館時間の改定及び条文の整備]